

相談センターだより

令和6年3月号(第94号)

〒154-0023 東京都世田谷区若林4丁目14番29号

NPO法人いきいきライフ相談センター

TEL: 090-5203-3501

Eメール: ozawa007a@yahoo.ne.jp

メインテーマ 2024問題 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」

● はじめに

2024年4月1日、経過措置が採られていた自動車運転の業務に時間外労働の上限規制(年960時間以内)が適用されます。また、同時に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改正基準告示)が改められます。

運輸業は、過労死等のうち脳・心臓疾患の労災支給決定件数が全業種で最も多く、依然として長時間・過重労働が課題となっており、関係労使には改正後の基準を遵守することが強く求められています。本稿では、トラック運転者適用される基準を主体に説明いたします。

● 拘束時間及び休息期間

① 定義

- ・ 拘束時間: 労働時間と休憩時間の合計時間、即ち始業時刻から終業時刻までの使用者に拘束時間
- ・ 休息期間: 使用者の拘束を受けない期間(拘束時間後の疲労回復、労働者の生活時間)であり、休憩、仮眠等とは本質的に異なるものです。

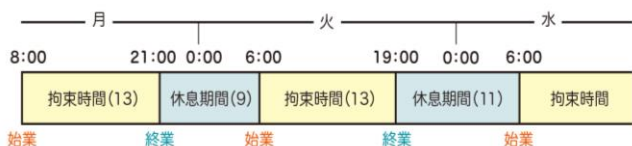
② 1年、1ヶ月の拘束時間

- ・ 1年: 3,300時間以内、1ヶ月: 284時間以内
- ・ 例外: 労使協定により、年3,400時間を超えない範囲で1ヶ月310時間まで延長可(回数制限有)

③ 1日の拘束時間及び休息期間

- ・ 拘束時間: 13時間以内(延長上限15時間以内)
例外: 長距離輸送時、16時間まで延長可
- ・ 休息期間: 勤務終了後、継続11時間以上(短縮下限9時間以上)

例外: 長距離輸送時、継続8時間以上(週2回)9時間を下回る場合、運行後継続12時間以上



● 運転時間

① 2日平均1日: 9時間以内

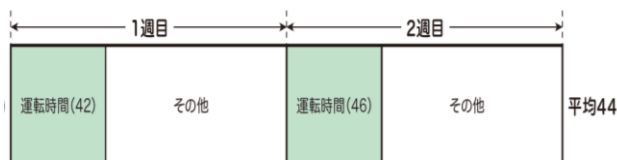
- ① 特定日の運転時間(A時間)と特定日の前日の運転時間(B時間)との平均
- ② 特定日の運転時間(A時間)と特定日の翌日の運転時間(C時間)との平均

特定日の前日(N-1日)	特定日(N日)	特定日の翌日(N+1日)
B時間	A時間	C時間

$$\frac{B時間 + A時間}{2} \text{ と } \frac{A時間 + C時間}{2}$$

が、いずれも9時間を超えた場合に初めて改善基準告示違反

② 2週平均1週: 44時間以内



● 連続運転時間

- ・ 連続運転時間: 4時間以内
- ・ 運転開始後、4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の中断(休憩)を付与、連続10分以上の休憩を分割付与可(10分未満は連続2回まで)
- ・ 例外: SA等が満車でやむを得ない時は4時間30分まで延長可

● 予期しない事象への対応時間の取り扱い

① 災害、事故等の通常予期し得ない事象により運行が遅延した場合、その対応時間を下記から除外

- ・ 1日の拘束時間、2日平均1日の運転時間
- ・ 連続運転時間

② 予期しない事態への対応時間の要件

- ・ 車両の故障、フェリーの欠航、事故による道路渋滞等、通常予期し得ないもので、平常時の状況から事前に予測できる道路渋滞等は非該当
- ・ 運転日報に加え、各種証明書、公的機関の情報等、客観的記録により確認可能であること。

● 特 例

① 分割休息

- ・ 業務の必要上、継続 9 時間(長距離輸送時、8 時間)以上の休息期間を与えることが困難な場合、下記要件を満たすものに限り、当分の間、1 ヶ月程度の期間の全勤務回数の 1/2 を限度に、拘束時間の途中及び経過直後に休息期間を分割付与可
- ・ 分割された休息期間は、1 回当たり継続 3 時間以上、2 分割又は 3 分割
- ・ 1 日において 2 分割の場合は合計 10 時間以上、3 分割の場合は合計 12 時間以上の休息期間を付与
- ・ 3 分割する日が連続しないよう努めること。

② 2 人乗務

- ・ 自動車に 2 人以上同時に乗務する場合、車内に身体を伸ばして休息する設備がある時、拘束時間を 20 時間(休息期間を 4 時間)まで延長(短縮)可
- ・ 例外：一定基準を満たす車内ベッドがあり、勤務終了後、継続 11 時間以上の休息期間を付与する場合、拘束時間を 24 時間(8 時間以上の仮眠時間付与する場合は 28 時間)まで延長可



③ 隔日勤務

- ・ 業務の必要上やむを得ない場合、当分の間、2 暦日の拘束時間が 21 時間を超えず、かつ、勤務終了後、継続 20 時間以上の休息期間を付与する場合に限り、隔日勤務に就労可
- ・ 例外：事業場内仮眠施設等で夜間 4 時間以上の仮眠を付与する場合、2 週間に 3 回を限度に 2 暦日の拘束時間を 24 時間まで延長可(2 週間の総拘束時間は 126 時間以内)

④ フェリー

- ・ 勤務の途中にフェリーに乗船する場合、その間は原則休息期間として取り扱い、付与すべき休息期間から減算可。但し、減算後の休息期間は、2 人乗務を除き、下船時刻から勤務終了時刻までの時間の 1/2 を下限
- ・ 乗船時間が 8 時間(2 人乗務は 4 時間、隔日勤務は 20 時間)を超える場合、原則下船時刻から次の勤務を開始

● その他の基準等

① 適用除外業務：緊急輸送・危険物輸送業務等

② 休日の取り扱い

休息期間に 24 時間を加えた連続した時間とし、いかなる場合でも 30 時間を下回らないこと。

(通常勤務：33 時間、隔日勤務：44 時間等)

③ 発着荷主等への協力要請

④ 時間外労働及び休日労働

原則の限度時間を超える場合でも年 960 時間以内、休日労働は 2 週につき 1 回

● 他の運転者への適用（トラックとの主要な差異）

① バス運転者

- ・ 拘束時間及び休息期間

1 年、1 ヶ月基準か 52 週、4 週平均 1 週基準を選択、1 ヶ月(4 週平均 1 週)281 時間(65 時間)以内

- ・ 運転時間：4 週平均 1 週当たり 40 時間以内

② タクシー、ハイヤー運転者

- ・ 1 ヶ月の拘束時間

日勤 288 時間以内、夜勤 262 時間以内

- ・ 夜勤者の 2 暦日の拘束時間(休息期間)

22 時間以内(継続 24 時間以上)

★ 歴史に学ぶ！

「やって見せ 言って聞かせて させてみせ 褒めてやらねば 人は動かじ」旧日本帝国海軍の連合艦隊司令長官として、1943 年ブーゲンビル島の航空偵察時に戦死した山本五十六元帥の言葉はあまりにも有名です。現代においても、経営者として、或いはリーダーシップの在り方を考える上で、大いに参考となるものですが、実はこれには続きがあります。

「話し合い 耳を傾け 承認し 任せてやらねば 人は育たず」「やっている 姿を感謝で見守って 信頼せねば 人は実らず」人を動かすには、まず自分から、相手を認めて任せる、相手を信頼することが大切だと。仕事のやり方は様々で、当人に合った方法を見出させることが重要です。自分の価値観を一方的に部下に押し付けたり、部下の仕事を細かくチェックし、仕事を取り上げたりしていませんか。放任と信任は異なりますし、人の育成には時間と忍耐が必要です。因みに、名前の由来は父親 56 歳(母親 45 歳)の時に生まれたからだとか。実は山本五十六のみならず、そのご両親も間違いなく偉人です。